

高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度に関する特別加算告示の改正の概要

1 趣旨

本件は、高度人材ポイント制において、ポイントの特別加算の対象となるイノベーションの創出促進に資する支援措置の追加等を行うため、「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成26年法務省告示第578号。以下「特別加算告示」という。）」の規定について所要の改正を行うもの。

2 内容

ポイントの特別加算の対象となるイノベーション創出の促進に資するものとして特別加算告示別表第一に掲げる法律の規定の削除並びに特別加算告示別表第二に掲げる支援措置の名称変更、追加及び削除を行う。

3 今後の予定

公布日：令和5年8月下旬

施行日：公布日